

指定介護老人福祉施設

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
第 1 基本方針	(1) 指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとなっているか。 (2) 指定介護老人福祉施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定介護福祉施設サービスを提供するように努めているか。 (3) 指定介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む）、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 (4) 指定介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。 (5) 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連 情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めているか。	- 施設サービス計画に位置づけられている目標や課題に沿ったサービス内容となっているか、また、指定介護老人福祉施設における目標、その達成のために具体的内容を記載した運営規程及び施設サービス計画書を作成し、適切に行っているか。 - 入所者の視点に立った、施設サービス計画書が作成されているか。 ※介護保険等関連情報の活用と P D C A サイクルの推進について 左記(5)は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、施設単位で P D C A サイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならないこととしたものである。 この場合において、「科学的介護情報システム（L I F E）」に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましい。	法第 87 条第 1 項 基準 第 1 条の 2 第 1 項 基準 第 1 条の 2 第 2 項 基準 第 1 条の 2 第 3 項 基準 第 1 条の 2 第 4 項 基準 第 1 条の 2 第 5 項 解釈 第 4 の 1
第 2 人員に関する基準 従業者の員数	介護保険法第 88 条第 1 項の規定による指定介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は次のとおりとなっているか。 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者となっているか。 ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りではない。	「常勤換算方法」 - 当該介護老人福祉施設の従業者の勤務延時間数を当該施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数（1 週間に勤務すべき時間数が 32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。）で除することにより、当該施設の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法。 ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の母性健康管理措置又は育児・介護休業法若しくは「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける所定労働時間の短縮措置の「育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置」が講じられている場合、30 時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1 として取り扱うことを可能とする。 「常 勤」 - 当該介護老人福祉施設における勤務時間が、当該施設において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1 週間に勤務すべき時間数が 32 時間を下回る場合は	法第 88 条第 1 項 基準 第 2 条第 1 項、第 4 項 解釈 第 2 の 6 の(1) 解釈 第 2 の 6 の(3)

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
		32 時間を基本とする。)に達していることをいう。 ただし、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、入所者の処遇に支障がない体制が施設として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を 30 時間として取り扱うことを可能とする。 - 同一の事業者によって当該施設に併設される事業所（同一敷地内に所在する又は道路を隔てて隣接する事業所をいう。ただし、管理上支障がない場合は、その他の事業所を含む。）の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものである。 - 人員基準において常勤要件が設けられている場合、従業者が産前産後休業、母性健康管理措置、育児休業に準ずる休業を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従業者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能である。	
1 医 師	入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数を配置しているか。		基準 第 2 条第 1 項第一号
2 生活相談員	(1) 入所者の数が 100 又はその端数を増すごとに 1 以上配置しているか。 (2) 常勤の者となっているか。 (3) 社会福祉法第 19 条第 1 項各号に該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者となっているか。	- 入所者の数とは、前年度の平均値とする。前年度の平均値は、当該年度の前年度の入所者延べ数を当該前年度の日数で除して得た数。 - 原則として常勤である必要があるが、1 人（入所者の数が 100 を超える施設にあっては、100 又はその端数を増すごとに 1 人を加えた数）を超えて配置されている生活相談員が、時間帯を明確に区分したうえで当該施設を運営する法人内の他の職務に従事する場合にあっては、この限りでない。 社会福祉法第 19 条第 1 項各号に該当する者 社会福祉主事、社会福祉士、精神保健福祉士 同等以上の能力を有すると認められる者（本県の取扱） 介護福祉士、介護支援専門員	基準 第 2 条第 1 項第二号 基準 第 2 条第 5 項 解釈 第 2 の 1 (1)、(2)
3 介護職員又は看護職員	(1) 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が 3 又はその端数を増すごとに 1 以上配置しているか。 (2) 看護職員数は、次のとおりとなっているか。 ア 入所者の数が 30 を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で、1 以上 イ 入所者の数が 30 を超えて 50 を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で、2 以上 ウ 入所者の数が 50 を超えて 130 を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で、3 以上 エ 入所者の数が 130 を超える指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で、3 に、入所者の数が 130 を超えて 50 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上	他のサービスと兼務を行っている職員については、他のサービスの勤務表も参照し適切に勤務していることを確認する。	基準 第 2 条第 1 項第三号 イ 基準 第 2 条第 1 項第三号 ロ

	着眼点	チェックポイント	根拠法令
9 小規模介護老人福祉施設の配置基準の緩和	離島・過疎地域に所在する入所定員が 30 人の指定介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所等が併設される場合、処遇等が適切に行われる場合に限り、人員基準の緩和をしているか。 離島・過疎地域 離島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、離島又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法等に規定された地域	- 指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防短期入所生活介護事業所に置かないことができる人員：医師、生活相談員、栄養士、機能訓練指導員 - 指定通所介護事業所又は指定地域密着型通所介護事業所に置かないことができる人員：生活相談員、機能訓練指導員 - 指定認知症対応型通所介護事業所又は指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に置かないことができる人員：生活相談員、機能訓練指導員 - 指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所と併設する指定介護老人福祉施設に置かないことができる人員：介護支援専門員	基準 第 2 条第 11 項 解釈 第 2 の 6
第 3 設備に関する基準			
1 居室	(1) 1 の居室の定員は、1 人となっているか。 ただし、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2 人とすることができるが、鹿児島県条例により、知事が必要と認める場合は 4 人以下とすることができる。 (2) 入所者 1 人当たりの床面積は、10. 65 平方メートル以上となっているか。 (3) ブザー又はこれに代わる設備が設けられているか。	(経過措置) 平成 12 年 4 月 1 日に現に存する特別養護老人ホーム（介護保険法施行法第 20 条の規定による改正前の老人福祉法第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホームをいう。）の建物（基本的な設備が完成しているものを含み、平成 12 年 4 月 1 日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）について第 3 条第 1 項第一号の規定を適用する場合においては、左記(1)中「4 人」とあるのは、「原則として 4 人」と、左記(2)中「10. 65 平方メートル」とあるのは「収納設備等を除き、4. 95 平方メートル」とする。 (経過措置) 平成 12 年 4 月 1 日に現に存する特別養護老人ホームであって、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令附則第 4 条第 2 項（同令第 4 条の規定による改正後の養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第 20 条の規定に係る部分に限る。）の規定の適用を受けていたものについて、前項の規定を適用する場合においては、同項中「原則として 4 人」とあるのは、「8 人」とする。	基準 第 3 条第 1 項第一号 基準 附則第 4 条第 1 項 基準 附則第 4 条第 2 項
2 静養室	介護職員室又は看護職員室に近接して設けられているか。		基準 第 3 条第 1 項
3 浴室	要介護者が入浴するのに適したものとなっているか。		
4 洗面設備	(1) 居室のある階ごとに設けられているか。 (2) 要介護者が使用するのに適したものとなっているか。		
5 便所	(1) 居室のある階ごとに居室に近接して設けられているか。 (2) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとなっているか。		
6 医務室	(1) 医療法第 1 条の 5 第 2 項に規定する診療所となっているか。		基準 第 3 条第 1 項 第六号

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
7 食堂及び機能訓練室	(2) 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えているか。また、必要に応じて臨床検査設備を設けているか。	(経過措置) 平成12年4月1日に現に存する特別養護老人ホームの建物については、第3条第1項第七号イ（食堂及び機能訓練室の合計した面積に係る部分に限る。）の規定は、当分の間適用しない。	基準 第3条第1項第七号 附則第5条
	(1) それぞれ必要な広さを有するとともに、その合計した面積が、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上となっているか。 ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保できるときは、同一の場所とすることができる。		
	(2) 必要な備品を備えているか。		
	1.8メートル以上となっているか。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上となっているか。		
8 廊下幅	1.8メートル以上となっているか。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上となっているか。	・ 廊下の幅は、入所者の身体的、精神的特性及び非常災害時における迅速な避難、救出の確保を考慮して定められたものである。 ・ 「中廊下」とは、廊下の両側に居室、静養室等入所者の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいう。	基準 第3条第1項第八号 解釈 第3の2
9 消火設備	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けているか。	・ 「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならないものである。	基準 第3条第1項第九号 解釈 第3の3
10 その他	(1) 上記の設備は、専ら当該指定介護老人福祉施設の用に供するものとなっているか。 ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りではない。 (2) 便所等の面積又は数の定めのない設備については、それぞれの設備の持つ機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を確保するように配慮しているか。	・ 身体の不自由な利用者が使うのに不自由のない広さを有しているか。 ・ 利用者のため必要な数が設置されているか。	解釈 第3の1
第4 運営に関する基準			
1 内容及び手続の説明及び同意	(1) 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得ているか。 (2) 重要事項を記した文書は、わかりやすいものとなっているか。	・ 重要事項を記した文書を交付して説明しているか。 ・ 当該文書については、書面によって確認することが望ましい。 (重要事項の主な項目) ① 運営規程（概要） ② 従業員の勤務体制 ③ 事故発生時の対応 ④ 苦情処理の体制 ⑤ 第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、評価機関の名称、評価結果の開示状況） ⑥ 利用料（保険給付対象外の費用を含む） など	法第88条第2項 基準 第4条第1項 解釈 第4の2
2 提供拒否の禁止	指定介護老人福祉施設は、正当な理由なく指定介護福祉施設サービスの提供を拒んではないか。 特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。	・ 正当な理由がある場合とは、入院治療の必要がある場合その他入所者に対し自ら適切な指定介護福祉施設サービスを提供することが困難な場合である。	基準 第4条の2 解釈 第4の3

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
3 サービス提供困難時の対応	指定介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院を紹介する等の適切な措置を速やかに講じているか。		基準 第4条の3
4 受給資格等の確認	(1) 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間の確認を行っているか。 (2) 指定介護老人福祉施設は、被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護福祉施設サービスを提供するように努めているか。	・ 認定審査会意見とは、サービスの適正かつ有効な利用等に関し当該被保険者が留意すべき事項である。	基準 第5条 解釈 第4の4 法第87条第2項
5 要介護認定の申請に係る援助	(1) 指定介護老人福祉施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認しているか。 申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 (2) 指定介護老人福祉施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行っているか。		基準 第6条
6 入退所	(1) 指定介護老人福祉施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供しているか。 (2) 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の数が、入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めているか。 なお、こうした優先的な入所の取扱いについては、透明性及び公平性が求められることに留意しているか。 (3) 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めているか。 (4) 指定介護老人福祉施設は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討を行っているか。 その検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しているか。	・ 「指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入所に関する指針」（平成26年12月12日 老高発1212第1号）に基づき、入所の決定は、入所検討委員会の合議によるものとする。	基準 第7条第1項 基準 第7条第2項 解釈 第4の6(2) 基準 第7条第3項 基準 第7条第4、5項 解釈 第4の6(4)

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
	(5) 指定介護老人福祉施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行っているか。 (6) (5)は、(4)の検討の結果、居宅での生活が可能と判断される入所者に対し、退所に際しての本人又は家族等に対する家庭での介護方法等に関する適切な指導、居宅介護支援事業者等に対する情報提供等の必要な援助をすることを規定したものであり、安易に施設側の理由により退所を促すことのないよう留意しているか。また、退所が可能となった入所者の退所を円滑に行うために、介護支援専門員及び生活相談員が中心となり、退所後の主治の医師及び居宅介護支援事業者等並びに市町村と十分連携を図っているか。 (7) 指定介護老人福祉施設は、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。		基準 第7条第6項 解釈 第4の6(5) 基準 第7条第7項
7 サービスの提供の記録	(1) 指定介護老人福祉施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載しているか。 (2) 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供した際は、提供した具体的なサービスの内容等を記録しているか。 なお、当該記録を5年間保存しているか。	- 指定介護福祉施設サービスを提供した際には、サービスの提供日、入所者の心身の状況、提供した具体的なサービスの内容等必要な事項をを記録しなければならない。 「提供した具体的なサービスの内容等の記録」は、鹿児島県条例により、5年間保存すること。	基準 第8条 解釈 第4の7 鹿児島県条例
8 利用料等の受領	(1) 指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当する指定介護福祉施設サービスを提供した際には、入所者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該指定介護老人福祉施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。 ※施設サービス費用基準額：当該指定介護福祉施設サービスについて法第48条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護福祉施設サービスに要した費用の額を超えときは、当該現に指定介護福祉施設サービスに要した費用の額とする。） (2) 指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。 (3) 指定介護老人福祉施設は、上記(1)、(2)の支払を受ける額のほか、受けることのできる次に掲げる費用の額以外の支払いを入所者から受けていないか。 ① 食事の提供に要する費用 （法51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第一号に規定する食費の基準費用額を限度とする。）	- 施設サービスに係る費用のうち1割～3割の支払いを受けているか。 - 保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払いを受けることは認めない。	基準 第9条第1項 基準 第9条第2項 基準 第9条第3項 解釈 第4の8(3)

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
	② 居住に要する費用 （法第 51 条の 3 第 1 項の規定により特定入 所者介護サービス 費が入所者に支給された場合は、同条第 2 項第二号に規定する 居住費の基準費用額を限度とする。） ③ 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な 居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用 ④ 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な 食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 ⑤ 理美容代 ⑥ 上記①から⑤に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービ スにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必 要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させるこ とが適当と認められるもの (4) 上記(3)①から④までの費用については、別に厚生労働大臣の 定めるところにより、適切に取扱われているか。 (5) 指定介護老人福祉施設は、上記(3)に掲げる費用の額に係るサ ービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に 対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明 を行い、入所者の同意を得ているか。 上記(3)①から④までに掲げる費用に係る同意については、文 書により同意を得ているか。 (6) 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスその他の サービスの提供に要した費用につき、その支払いを受ける際、当 該支払いをした要介護被保険者に対し、厚生労働省令（施行規則 第 82 条）に定めるところにより、領収証を交付しているか。 (7) 指定介護老人福祉施設は、領収証に指定介護福祉施設サービス について要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、法第 48 条第 2 項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定し た費用の額（その額が現に当該指定介護福祉施設サービス等に要 した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護福祉施設サービ ス等に要した費用の額とする。）、食事の提供に要した費用の額 及び居住に要した費用の額に係るもの並びにその他の費用の額 を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個 別の費用ごとに区分して記載しているか。	・ 左記(3)⑤は、実費相当額 ・ 左記(3)の⑥の費用の具体的な範囲については、別に通 知された「通所介護等における日常生活に要する費用の取 扱いについて」（平成 12 年 3 月 30 日老企第 54 号）による ものとする。 ※厚生労働大臣の定めるところ ・ 「居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等 に関する指針」（平成 17 年厚労省告示第 419 号） ・ 「厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室 等の提供に係る基準等」（平成 12 年厚労省告示第 123 号） ・ 利用者負担の徴収に際して、領収証は、利用者からの負 担金受領の都度交付しているか。 ・ 消費税の取扱い適正か。 ・ 領収証に次に掲げる費用区分を明確にしているか。 ① 基準により算定した費用の額 ② 食事の提供に要した費用の額及び居住に要した費用の 額 ③ その他の費用の額（それぞれ個別の費用ごとに区分） ・ 明細の項目等が利用者にわかりやすいものとなっている か。 ・ 償還払いとなる利用者に対しては介護給付費請求明細 書に準じたサービス提供証明書を交付しているか。 ・ 様式は基本的には介護給付費明細書と同じで記載不要 の欄は網掛け等の処理が望ましい。	基準 第 9 条第 4 項 基準 第 9 条第 5 項 法第 48 条第 7 条 準用 (法第 41 条第 8 項) 施行規則第 82 条 基準 第 10 条
9 保険給付の請求の ための証明書の交付	指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指 定介護福祉施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提 供した指定介護福祉施設サービスの内容、費用の額その他必要と認 められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交 付しているか。		

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
10 指定介護福祉施設サービスの取扱方針	(1) 指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当適切に行っているか。 (2) 指定介護福祉施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行っているか。 (3) 指定介護老人福祉施設の従業者は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。 (4) 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（身体的拘束等）を行っていないか。 〈身体的拘束等の具体的行為〉 ① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。 ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。 ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。 ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。 ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。 ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。 ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。 ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。 ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。 (5) 指定介護老人福祉施設は、(4)の緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、①切迫性②非代替性③一時性の３つの要件を満たしているかどうか「身体的拘束適正化検討委員会」で検討がなされているか。 また、身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。 なお、記録に当たっては、「身体拘束ゼロへの手引き」に例示されている「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」などを参考として、適切な記録を作成し、保存しているか。	・ 指定介護老人福祉施設サービスの内容には、当該施設の行事及び日課も含むものである。 ・ 入所者全員に画一的なものとなっていないか。 ・ 当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の３つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行	基準 第11条第1項 解釈 第4の10(1) 基準 第11条第2項 基準 第11条第3項 基準 第11条第4項 平13老発155 (身体拘束ゼロへの手引き) 基準 第11条第5項 解釈 第4の10(2)

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
	(6) 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。 ※「身体的拘束適正化検討委員会」：身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 ※「テレビ電話装置等」：テレビ電話装置その他の情報通信機器、リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器 一 身体的拘束適正化検討委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図っているか。 〈委員会検討事項例〉 イ 施設内の推進体制 ロ 介護の提供体制の見直し ハ「緊急やむを得ない場合」を判断する体制・手続き ニ 施設の設備等の改善 ホ 施設の従業者その他の関係者の意識啓発のための取り組み ヘ 利用者の家族への十分な説明 ト 身体拘束廃止に向けての数値目標	うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要である。 ① 身体的拘束適正化検討委員会 - 身体的拘束適正化検討委員会は、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、看護職員、介護職員、生活相談員）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体的拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。なお、同一施設内での複数担当（※）の兼務や他の事業所・施設等との担当（※）の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、入居者や施設の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任する。 （※）身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい）、感染対策担当者（看護師が望ましい）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者 - 運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議対を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。 - 身体的拘束適正化検討委員会の責任者はケア全体の責任者であることが望ましい。また、身体的拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、精神科専門医等の専門医の活用等が考えられる。 - 身体的拘束適正化検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 - 指定介護老人福祉施設が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。 - 具体的には、次のようなことを想定している。 イ 身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。 ロ 介護職員その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、イの様式に従い、身体的拘束等について報告すること。 ハ 身体的拘束適正化検討委員会において、上記ロにより報告された事例を集計し、分析すること。 ニ 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況	基準 第11条第6項 解釈 第4の10の(3)

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
	二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備しているか。	等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。 ホ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。 ヘ 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。 ② 身体的拘束等の適正化のための指針 ・ 指針には、次のような項目を盛り込むこととする。 イ 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方 ロ 身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項 ハ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 ニ 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針 ホ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針 ヘ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 ト その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針	解釈 第4の10(4)
	三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施しているか。	③ 従業者に対する研修 ・ 介護職員その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該施設における指針に基づき、適正化の徹底を行うものとする。 ・ 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。 ・ 研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えない。	解釈 第4の10(5)
	(7) 指定介護老人福祉施設は、自らその提供する指定介護老人福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。		基準 第11条第7項
11 施設サービス計画の作成	(1) 指定介護老人福祉施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させているか。		基準 第12条第1項
	(2) 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（計画担当介護支援専門員という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて、施設サービス計画上に位置付けるよう努めているか。	・ 施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の希望や課題分析の結果に基づき、介護給付等対象サービス以外の、当該地域住民による入所者の話し相手、会食等の自発的な活動によるサービス等も含めて施設サービス計画に位置づけることにより、総合的な計画となるよう努めること。	基準 第12条第2項 解釈 第4の11(2)
	(3) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、	・ 課題分析は、計画担当介護支援専門員の個人的な考え方や手法のみによって行われてはならず、入所者の課題	基準 第12条第3項 解釈 第4の11(3)

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
	その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しているか。 (4) 計画担当介護支援専門員は、(3)に規定する解決すべき課題の把握（アセスメント）に当たっては、入所者及びその家族に面接して行っているか。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。 計画担当介護支援専門員はその面接技法等の研鑽に努めているか。 (5) 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望及び入所者についてのアセスメントの結果に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護福祉施設サービスの内容、指定介護福祉施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しているか。 (6) 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。 ※サービス担当者会議：入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の担当者を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）をいう。 (7) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得ているか。 施設サービス計画の原案について、入所者に対して説明し、同意を得ることを義務づけているが、必要に応じて入所者の家族に対しても説明を行い、同意を得る（通信機器等の活用により行われるものを含む。）ことが望ましい。	を客観的に抽出するための手法として合理的なものと認められる適切な方法を用いなければならない。 - 計画担当介護支援専門員が面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得るためには、入所者やその家族との間の信頼関係、協働関係の構築が重要である。 - 家族への面接については、幅広く課題を把握する観点から、テレビ電話等の通信機器等の活用により行われるものを含むものとする。 - 施設サービス計画原案には、意向・援助の方針・ニーズに加え、各種サービス（機能訓練、看護、介護、食事等）に係る目標を具体的に設定し記載する必要がある。 - 提供される施設サービスの目標については、長期的な目標及びそれを達成するための短期的な目標並びにそれらの達成時期等を明確に盛り込み、その達成時期には施設サービス計画及び提供したサービスの評価を行い得るようにすること。 - 介護福祉施設サービスの内容には、施設の行事及び日課等も含む。 - 施設サービス計画の作成にあたっては、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等を参考にしつつ、本人の意思を尊重した医療・ケアが実施できるよう、多職種が連携し、本人及びその家族と必要な情報の共有等に努めること。 - 他の担当者とは、医師、生活相談員、介護職員、看護職員、機能訓練指導員及び栄養士等の当該入所者の介護及び生活状況等に関する者を指す。 - テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 - 説明及び同意を要する施設サービス計画の原案とは、いわゆる施設サービス計画書の第1表及び第2表に相当するものを指すものである。 (参考) 施設サービス計画書（標準様式） 第1表「施設サービス計画書（1）」 第2表「施設サービス計画書（2）」 第3表「週間サービス計画表」 第4表「日課計画表」 第5表「サービス担当者会議の要点」 第6表「施設介護支援経過」 （第3表、第4表は選定による使用可）	基準 第12条第4項 解釈 第4の11(4) 基準 第12条第5項 解釈 第4の11(5) 基準 第12条第6項 解釈 第4の11(6) 基準 第12条第7項 解釈 第4の11(7)

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
	(8) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入所者へ交付しているか。 (9) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、入所者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行っているか。 (10) 計画担当介護支援専門員は、(9)に規定する実施状況の把握（モニタリング）に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 ① 定期的に入所者に面接すること。 ② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。 (11) 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。 ① 入所者が法第 28 条第 2 項に規定する要介護更新認定を受けた場合 ② 入所者が法第 29 条第 1 項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合 (12) (9)に規定する施設サービス計画の変更についても、(2)から(8)までの規定を準用して行っているか。	- 施設サービス計画を作成した際には、遅延なく入所者に交付すること。 - 計画担当介護支援専門員は、入所者の解決すべき課題の変化に留意することが重要であり、施設サービス計画の作成後においても、入所者及びその家族並びに他のサービス担当者と継続して連絡調整を行い、モニタリングを行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うこと。 「定期的に」の頻度については、入所者の心身の状況等に応じて、適切に判断すること。 - 特段の事情とは、入所者の事情により、入所者に面接することができない場合を主として指すものであり、計画担当介護支援専門員に起因する事情は含まれない。 - 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を変更する際には、原則として、左記(2)から(8)に規定された施設サービス計画作成に当たっての一連の業務を行うことが必要である。 - 入所者の希望による軽微な変更を行う場合には、この必要はないものとする。ただし、計画担当介護支援専門員が、入所者の解決すべき課題の変化に留意することが重要である。 - 施設サービス計画によるサービスの目標等を念頭において行うことが基本であり、自立している機能の低下が生じないようにするとともに残存機能の維持向上が図られるよう、適切な技術をもって介護サービスを提供し、又は必要な支援を行うこと。	基準 第 12 条第 8 項 解釈 第 4 の 11(8) 基準 第 12 条第 9 項 解釈 第 4 の 11(9) 基準 第 12 条第 10 項 解釈 第 4 の 11(10) 基準 第 12 条第 11 項 基準 第 12 条第 12 項 解釈 第 4 の 11(11) 基準 第 13 条 解釈 第 4 の 12
12 介 護	(1) 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行っているか。なお、介護サービス等の提供に当たっては、入所者の人格に十分に配慮して行っているか。 (2) 指定介護老人福祉施設は、1 週間に 2 回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきを行っているか。 また、入浴は、入所者の心身の状況や自立支援を踏まえて、適切な方法により行われているか。 なお、入浴の実施に当たっては、事前に健康管理を行い、入浴することが困難な場合は、清しきを実施するなど入所者の清潔保持に努めているか。		

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
13 食 事	(3) 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っているか。 (4) 指定介護老人福祉施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えているか。 (5) 指定介護老人福祉施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しているか。 (6) 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行っているか。	・ おむつ交換は、頻繁に行えばよいということではなく、入所者の排せつ状況を踏まえて実施すること。 ・ 褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい）を担当する者を決めておくこと。なお、同一施設内での複数担当（※）の兼務や他の事業所・施設等との担当（※）の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、入居者や施設の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任する。 ※ 身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい）、感染対策担当者（看護師が望ましい）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当 ・ 「常時１人以上の常勤の介護職員を介護に従事させる」とは、(7)の要件を満たすとともに、２以上の介護職員の勤務体制を組む場合は、それぞれの勤務体制において常時１人以上の常勤の介護職員の配置を行わなければならない。	基準 第14条第1項 解釈 第4の13(1)～(7)
	(7) 指定介護老人福祉施設は、常時１人以上の常勤の介護職員を介護に従事させているか。 また、夜間を含めて適切な介護を提供できるように介護職員の勤務体制を定めているか。 (8) 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、その負担により、当該指定介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせていないか。 (1) 指定介護老人福祉施設は、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しているか。 (2) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況が明らかにされているか。また、病弱者に対する献立については、必要に応じ、医師の指導を受けているか。 (3) 食事の提供に関する業務は、指定介護老人福祉施設自らが行うことが望ましいが、第三者に委託する場合には、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について施設自らが行う等、当該施設の管理者が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、食事サービスの質が確保される場合に、当該施設の最終的責任の下で委託しているか。 (4) 食事提供については、入所者の嚥下や咀嚼の状況、食欲など心身の状態等を当該入所者の食事に的確に反映させるために、居室関係部門と食事関係部門との連絡が十分とられているか。 (5) 入所者に対しては適切な栄養食事相談を行っているか。 (6) 食事内容については、当該施設の医師又は栄養士若しくは管理栄養士を含む会議において検討が加えられているか。	・ 入居者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の入居者の栄養状態に応じた栄養管理を行うように努めるとともに、摂食・嚥下機能その他の入居者の身体の状態や、食形態、嗜好等にも配慮した適切な栄養量及び内容とすること。 ・ 食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後６時以降とすることが望ましいが、早くても午後５時以降とすること。	

	着眼点	チェックポイント	根拠法令
	(7) 指定介護老人福祉施設は、入所者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援しているか。		基準 第14条第2項
14 相談及び援助	指定介護老人福祉施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	・ 常時必要な相談及び援助を行い得る体制をとることに より、積極的に入所者の生活の向上を図ること。	基準 第15条 解釈 第4の14
15 社会生活上の便宜の提供等	(1) 指定介護老人福祉施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行っているか。 (2) 指定介護老人福祉施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行っているか。 (3) 指定介護老人福祉施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。 (4) 指定介護老人福祉施設は、入所者の外出の機会を確保するよう努めているか。	・ 画一的なサービスを提供するのではなく、入所者が自らの趣味又は嗜好に応じた活動を通じて充実した日常生活を送ることができるよう努めること。 ・ 特に金銭にかかるものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度本人に確認を得ること。 ・ 入所者と家族の面会の場所や時間等についても、入所者やその家族の利便に配慮したものとするよう努めること。 ・ 指定介護老人福祉施設は、入所者の生活を当該施設内で完結させてしまうことのないよう、入所者の希望や心身の状況を踏まえながら、買物や外食、図書館や公民館等の公共施設の利用、地域の行事への参加、友人宅の訪問、散歩など、入所者に多様な外出の機会を確保するよう努めなければならない。	基準 第16条 解釈 第4の15
16 機能訓練	指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行っているか。	・ 機能訓練は、機能訓練室における機能訓練に限るものではなく、日常生活の中での機能訓練やレクリエーション、行事の実施等を通じた機能訓練を含むものであり、これらについても十分に配慮すること。	基準第17条 解釈 第4の16
17 栄養管理	指定介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行っているか。	〈栄養管理について〉 ・ 指定介護老人福祉施設の入所者に対する栄養管理については、管理栄養士が、入所者の栄養状態に応じて、計画的に行うこと。ただし、栄養士のみが配置されている施設や栄養士又は管理栄養士を置かないことができる施設については、併設施設や外部の管理栄養士の協力により行うこととする。 〈栄養管理の手順〉 イ 入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、歯科医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成すること。栄養ケア計画の作成に当たっては、施設サービス計画との整合性を図ること。 なお、栄養ケア計画に相当する内容を施設サービス計画の中に記載する場合は、その記載をもって栄養ケ	基準 第17条の2 解釈 第4の17 基準 第17条の2 解釈 第4の17

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
18 口腔衛生の管理	指定介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行なっているか。	ア計画の作成に代えることができる。 ロ 入所者ごとの栄養ケア計画に従い、管理栄養士が栄養管理を行うとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録すること。 ハ 入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直すこと。 〈口腔衛生の管理の手順〉 ① 当該施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士（以下「歯科医師等」という。）が、当該施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行うこと。 ② 当該施設の従業者又は歯科医師等が入所者毎に施設入所時及び月1回程度の口腔の健康状態の評価を実施すること。 ③ 上記①の技術的助言及び指導に基づき、以下の事項を記載した、入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成するとともに、必要に応じて、定期的に当該計画を見直すこと。 なお、口腔衛生の管理体制に係る計画に相当する内容を施設サービス計画の中に記載する場合はその記載をもって口腔衛生の管理体制に係る計画の作成に代えることができるものとする。 イ 助言を行った歯科医師 ロ 歯科医師からの助言の要点 ハ 具体的方策 ニ 当該施設における実施目標 ホ 留意事項・特記事項 ④ 医療保険において歯科訪問診療料が算定された日に、介護職員に対する口腔清掃等に係る技術的助言及び指導又は上記②の計画に関する技術的助言及び指導を行うにあたっては、歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯に行うこと。 なお、当該施設と計画に関する技術的助言若しくは指導又は口腔の健康状態の評価を行う歯科医師等においては、実施事項等を文書で取り決めること。	基準 第17条の3 解釈 第4の18
19 健康管理	指定介護老人福祉施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採っているか。		基準第18条
20 入所者の入院期間中の取扱い	(1) 指定介護老人福祉施設は、入所者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定介護老人福祉施設に円滑に入所することができるようにしているか。	「退院することが明らかに見込まれるとき」は、入所者の入院先の病院又は診療所の当該主治医に確認する方法により判断すること。 「必要に応じて適切な便宜を提供」とは、入所者及びその家族の同意の上での入退院の手続きや、その他の個々の状況に応じた便宜を図ることを指すものである。	基準第19条 解釈 第4の20(1)(2)

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
	(2) 入所者の入院期間中のベッドを短期入所生活介護事業等に利用する場合は入所者の同意を得ているか。 ② 同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該指定介護老人福祉施設の入所者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないときに、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合	- 入所者の入院期間中のベッドは、短期入所生活介護事業等に利用しても差し支えないが、当該入所者が退院する際に円滑に再入所できるよう、その利用は計画的なものでなければならない。 「やむを得ない事情がある場合」とは、単に当初予定の退院日に満床であることをもって該当するものではなく、例えば、入所者の退院が予定より早まるなどの理由により、ベッドの確保が間に合わない場合等を指すものであり、施設側の都合は基本的には該当しない。 なお、当該例示の場合であっても、再入所が可能なベッドの確保ができるまでの間、短期入所生活介護の利用を検討するなどにより、入所者の生活に支障を来さないよう努める必要がある。	基準第 19 条 解釈 第 4 の 20 (3)
21 入所者に関する市町村への通知	指定介護老人福祉施設は、入所者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか 一 正当な理由なしに指定介護福祉施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 二 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	偽りその他不正の行為によって保険給付を受けた者、及び自己の故意の犯罪行為若しくは重大な過失等により、要介護状態等若しくはその原因となった事故を生じさせるなどした者に関し、保険給付適正化の観点から市町村に通知しなければならない。	基準 第 20 条 解釈 第 4 の 21
22 緊急時の対応	指定老人介護福祉施設は、現に指定介護老人福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、配置医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めているか。	- 入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ配置医師による対応その他の方法による対応方針を定めなければならない。 - 対応方針に定める規定としては、緊急時の注意事項や病状等についての情報共有の方法、曜日や時間帯ごとの医師との連携方法や診察を依頼するタイミング等があげられる。	基準 第 20 条の 2 解釈 第 4 の 22
23 管理者による管理	指定介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者であるか。 ただし、当該指定介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は当該指定介護老人福祉施設のサテライト型居住施設の職務に従事しても差し支えない。	以下の場合であって、当該指定介護老人福祉施設の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができる。 ① 当該指定介護老人福祉施設の従業者としての職務に従事	基準 第 21 条 解釈 第 4 の 23
24 管理者の責務	(1) 指定介護老人福祉施設の管理者は、当該指定介護老人福祉施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。 (2) 指定介護老人福祉施設の管理者は、従業者に、基準省令第 4 章「運営に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。	介護保険法の基本理念を踏まえた利用者本位のサービス提供を行うため、利用者へのサービス提供を行うため、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、当該指定介護老人福祉施設の従業者に、基準省令第 4 章「運営に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行う。	基準 第 22 条

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
	(3) 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の従業者によって指定介護福祉施設サービスを提供しているか。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務（調理業務、洗濯等）については、この限りでない。 (4) 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しているか。 その際、当該指定介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。 〈当該義務付けの対象とならない者〉 ・各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者 看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とする。 (5) 指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスを確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 ※1「職場におけるハラスメント」とは、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントをいう。 ※2「パワーハラスメント指針」とは、「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」をいう。	・業務委託を行っている場合、その内容は適切か。 ・指定介護老人福祉施設の従業者の資質の向上を図るため、研修期間が実施する研修や当該施設内の研修への参加の機会を計画的に確保すること。 ・介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づける。 ・介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施するものである。 ・新卒採用、中途採用を問わず、施設が新たに採用した従業者（医療・福祉関係資格を有さない者に限る。）に対する当該義務付けの適用については、採用後1年間の猶予期間を設けることとし、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させること。 ・事業主には、<u>職場におけるハラスメント（※1）</u>の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられている。 ・セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。 〈事業主が講ずべき措置の具体的内容〉 （指針） ・「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」（平成18年厚生労働省告示第615号） ・「<u>パワーハラスメント指針（※2）</u>」（令和2年厚生労働省告示第5号） （留意事項） a 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。 b 相談（苦情を含む。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。 〈事業主が講じることが望ましい取組について〉 ・パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のため	基準 第24条第3項 解釈 第4の27(3) 基準 第24条第4項 解釈 第4の27(4) ・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第11条第1項 ・労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第30条の2第1項

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
28 業務継続計画の策定等	(1) 指定介護老人福祉施設は、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 ※「業務継続計画」：感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画 (2) 指定介護老人福祉施設は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しているか。 (3) 指定介護老人福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	に、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、 ①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して１人に対応させない等）③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されている。 ・ 介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、‘事業主が講ずべき措置の具体的内容’の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましい。 ・ 都道府県において、地域医療介護総合確保基金を活用した介護職員に対する悩み相談窓口設置事業や介護事業所におけるハラスメント対策推進事業を実施している場合、事業主が行う各種研修の費用等について助成等を行っていることから、事業主はこれらの活用も含め、介護事業所におけるハラスメント対策を推進することが望ましい。 ・ 指定介護老人福祉施設は、感染症や災害が発生した場合にあっても、入所者が継続して指定介護福祉施設サービスの提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、指定介護老人福祉施設に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならない。 ・ 業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 ・ 感染症や災害が発生した場合には、従業員が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業員が参加できるようにすることが望ましい。 【業務継続計画の記載項目等】 ・ 想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。 ・ 感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。 さらに、感染症に係る業務継続計画、感染症の予防及びまん延の防止のための指針、災害に係る業務継続計画並びに非常災害に関する具体的計画については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えない。 イ 感染症に係る業務継続計画 a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）	基準 第 24 条の 2 解釈 第 4 の 28 (1) 解釈 第 4 の 28 (2)

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
		□ 災害に係る業務継続計画 a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） c 他施設及び地域との連携 【研修の内容】 ・ 感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うこと。 ・ 職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年2回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。 ・ 研修の実施内容についても記録すること。 ・ 感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。 【訓練（シミュレーション）】 ・ 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年2回以上）に実施するものとする。 ・ 感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。 ・ 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。	解釈 第4の28(3) 解釈 第4の28(4) 基準 第25条 基準 第26条の1 解釈 第4の29(2)
29 定員の遵守	指定介護老人福祉施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させていないか。		
	ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りではない。		
30 非常災害対策	(1) 指定介護老人福祉施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行なっているか。		
	※鹿児島県条例により定められているもの		
	① 非常災害に関する具体的計画は、火災、震災、風水害その他想定される非常災害に関するものであること。		
	② 当該具体的計画の概要を、入所者及び従業員に見やすいように掲示すること。		
	③ 地域の自主防災組織及び近隣住民との連携協力体制の整備に努めること。	・ 「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。 ・ 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている施設にあっては、その者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている施設においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の策定等の業務を行わせるものとする。	

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
31 衛生管理等	(2) 指定介護老人福祉施設は、(1)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。	介護老人福祉施設が左記(1)に規定する避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとすること。	基準 第 26 条の 2 解釈 第 4 の 29(3)
	(1) 指定介護老人福祉施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行なっているか。 ・ レジオネラ属菌検査 直近の検査年月日（ 年 月 日） ・ 検査結果（以下に○を付す） 不検出（10CFU 100ml 未満） 検 出（10CFU 100ml 以上） ・ 検出された場合、その対応は適切か。（ 適 ・ 否 ） ・ 検査未実施の場合 検査予定月（ 年 月頃）	・ 自家水及び受水槽を使用している場合、水質検査及び清掃を水道法に基づき的確に行うこと。 （水道法、水道法施行規則、水道法施行令） ① 調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法等関係法規に準じて行わなければならない。なお、食事の提供に使用する食器等の消毒も適正に行わなければならない。 ② 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。 ③ 特に、インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等に基づき、適切な措置を講じること。 入浴施設等のレジオネラ症防止対策等衛生管理を適切に実施すること。 （H14.10.18 付け高対第 406 号保健福祉部長通知） ④ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。	基準 第 27 条第 1 項 解釈 第 4 の 30(1)
	(2) 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設において感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の①～④に掲げる措置を講じているか。 ① 当該指定介護老人福祉施設における感染対策委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を、おおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図っているか。 ※「感染対策委員会」：感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 ※「感染対策担当者」：感染対策を担当する者	【感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように講ずべき措置の具体的取扱い】 イ 感染対策委員会 ・ 感染症対策委員会は、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職員、栄養士又は管理栄養士、生活相談員）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にすること。施設外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。 ・ 専任の感染対策担当者を決めておくこと。なお、同一施設内での複数担当（※）の兼務や他の事業所・施設等との担当（※）の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、入居者や施設の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任する。 ※身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい）、感染対策担当者（看護師が望ましい）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当 ・ 感染症対策委員会は、入所者の状況など施設の状況に応じ、概ね 3 月に 1 回以上、定期的に開催するとともに、	基準 第 27 条第 2 項 基準 第 27 条第 2 項第一号 解釈 第 4 の 30(2)①

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
	② 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。 ③ 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的（年2回以上）に実施しているか。 ④ ①から③に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（（平成18年3月31日 厚生労働省告示第268号）に沿った対応を行っているか。	感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催すること。 ・ 感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行う際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 ・ 感染対策委員会は、運営委員会など施設内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。 ロ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針 ・ 当該指針には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。 ・ 発生時における施設内の連絡体制や関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくこと。 ハ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修 ・ 職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず感染対策研修を実施することが重要である。 ・ 調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行うものに対しても、施設の指針が周知されるようにすること。 ・ 研修の内容について記録すること。 ・ 研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、施設内での研修で差し支えない。 ニ 感染症の予防及びまん延の防止のための訓練 ・ 平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年2回以上）に行うことが必要である。 ・ 訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、施設内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。 ・ 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。	基準 第27条第2項 第二号 解釈 第4の30(2)② 基準 第27条第2項 第三号 解釈 第4の30(2)③ 解釈 第4の30(2)④ 基準 第27条第2項 第四号

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
32 協力病院等	(1) 指定介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第三号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めているか。 ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。 ① 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。 ② 当該指定介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。 ③ 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。 ※協力医療機関との連携は、令和9年4月1日から義務化（令和9年3月31日までは努力義務） (2) 指定介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護老人福祉施設に係る指定を行った県知事に届け出ているか。 (3) 指定介護老人福祉施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第17項に規定する「第二種協定指定医療機関」というとの間で、新興感染症の発生等の対応を取り決めるように努めているか。 (4) 指定介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行っているか。 (5) 指定介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めているか。 (6) 指定介護老人福祉施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。	・ ①、②の要件を満たす医療機関と、③の要件を満たす医療機関を別に定めるなど、複数の医療機関を定めることにより要件を満たすこととしても差し支えない。 ・ 協力医療機関と実効性のある連携体制を確保する観点から、年1回以上、協力医療機関と入所者の急変時等における対応を確認し、当該医療機関の名称や当該医療機関との取り決めの内容等を指定を行った県知事等に届け出ることを義務づけたもの ・ 取り決めの内容としては、流行初期期間経過後において、介護老人福祉施設の入所者が新興感染症に感染した場合に相談、診療、入院の要否、入院調整等を行うことが想定される。なお、第二種協定指定医療機関である薬局や訪問看護ステーションとの連携を行うことを妨げるものではない。 ・ 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合には、入所者の急変時等における対応の確認と合わせ、当該協力機関との間で、新興感染症の発生時における対応について協議を行うことを義務づけるもの ・ 「速やかに入所させることができるよう努める。」とは、「できる限り円滑に再入所できるよう努めなければならぬ」ということ。 ・ 協力歯科医療機関は、指定介護老人福祉施設から近距離にあることが望ましい。	基準 第28条
33 掲 示	(1) 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 ※重要事項 ・ 運営規程の概要、 ・ 事故発生時の対応 ・ 従業者の勤務の体制 ・ 苦情処理の体制 ・ 協力病院 ・ 利用料	・ 次に掲げる点に留意すること。 イ 施設の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの入所申込者、入所者又はその家族に対して見やすい場所であること。 ロ 従業者の勤務の体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者の氏名まで掲示することを求めるものではない。	基準 第29条第1項 解釈 第4の32(1)①②

	着	眼	点	チェックポイント	根拠法令
				・ 提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況） など (2) 指定介護老人福祉施設は、(1)に規定する事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、(1)の規定による掲示に代えているか。 (3) 指定介護老人福祉施設は、重要事項をウェブサイトに掲載しているか。	基準 第29条第2項 解釈 第4の32(2) 基準 第29条第3項 解釈 第4の32(1)
34 秘密保持等			(1) 指定介護老人福祉施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 (2) 指定介護老人福祉施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 (3) 指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ているか。	・ 重要事項を記載したファイル等を介護サービスの入所申込者、入所者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該介護老人福祉施設内に備え付けることで左記(1)の掲示に代える。 ・ ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいう。 ・ 指定介護老人福祉施設は、当該施設の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講ずべきである。	基準 第30条 解釈 第4の33(2)
35 広 告			指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	・ 特に、利用料について保険給付の対象外の便宜に係る費用等その内容が適正か。	基準 第31条
36 居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止			(1) 指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該指定介護老人福祉施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 (2) 指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該指定介護老人福祉施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。		基準 第32条
37 苦情処理			(1) 指定介護老人福祉施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 (2) 指定介護老人福祉施設は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	・ 「必要な措置」とは、苦情を受け付けるための窓口を設置することのほか、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該施設における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、これを入所者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、施設に掲示し、かつ、ウェブサイトに掲載すること等である。 ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システム ・ 指定介護老人福祉施設は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。	基準 第33条第1項 解釈 第4の35(1) 基準 第33条第2項 解釈 第4の30(2)

	着眼点	チェックポイント	根拠法令
	(3) 指定介護老人福祉施設は、提供した指定介護福祉施設サービスに関し、法第 23 条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 (4) 指定介護老人福祉施設は、市町村からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を市町村に報告しているか。 (5) 指定介護老人福祉施設は、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第 176 条第 1 項第三号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 (6) 指定介護老人福祉施設は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。		基準 第 33 条第 3 項 基準 第 33 条第 4 項 基準 第 33 条第 5 項 基準 第 33 条第 6 項
38 地域との連携等	(1) 指定介護老人福祉施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っているか。 (2) 指定介護老人福祉施設は、その運営に当たっては、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。	・ 当該施設が地域に開かれたものとして運営されているか。 ・ 「市町村が実施する事業」には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれる。	基準 第 34 条 解釈 第 4 の 36(2)
39 事故発生の防止及び発生時の対応	(1) 指定介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の一～四に定める措置を講じているか。 一 事故が発生した場合の対応、二に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。	イ 事故発生の防止のための指針 ・ 次のような項目を盛り込むこと。 ① 施設における介護事故の防止に関する基本的考え方 ② 介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項 ③ 介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針 ④ 施設内で発生した介護事故、介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうな場合（ヒヤリ・ハット事例）及び現状を放置しておくとなれば介護事故に結びつく可能性が高いものの報告方法等の介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針 ⑤ 介護事故等発生時の対応に関する基本方針 ⑥ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 ⑦ その他介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針	基準 第 35 条第 1 項 第一号 解釈 第 4 の 37(1)

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
	二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。	ロ 事故の報告及びその分析を通じた改善策の従業者に対する周知徹底 ・ 具体的には次のようなことを想定している。 ① 介護事故等について報告するための様式を整備すること。 ② 介護事故等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに上記①の様式に従い、介護事故等について報告すること。 ③ 事故防止検討委員会において、上記②により報告された事例を集計し、分析すること。 ④ 事例の分析に当たっては、介護事故等の発生時の状況等を分析し、介護事故等の発生原因、結果等を取りまとめ、防止策を検討すること。 ⑤ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。 ⑥ 防止策を講じた後に、その効果について評価すること。	基準 第35条第1項 第二号 解釈 第4の37(2)
	三 事故防止検討委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。 ※「事故防止検討委員会」：事故発生の防止のための委員会	ハ 事故防止検討委員会 ・ 事故防止検討委員会は、介護事故発生の防止及び再発防止のための対策を検討する委員会である。 ・ 幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職員、生活相談員）により構成し、構成メンバーの責務及び役割分担を明確にすること。 ・ 事故防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、事故防止検討委員会は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 ・ 事故防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。 ・ 事故防止検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。 二 事故発生の防止のための従業者に対する研修 ・ 内容としては、事故発生防止の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該施設における指針に基づき、安全管理の徹底を行うこと。 ・ 職員教育を組織的に徹底させていくために、当該施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず当該研修を実施すること。 ・ 研修の実施内容については記録すること。 ・ 研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えない。	基準 第35条第1項 第三号 解釈 第4の37(3) 解釈 第4の37(4)

	着眼点	チェックポイント	根拠法令
	四 一～三に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	ホ 事故発生防止等の措置を適切に実施するための担当者 ・ 専任の担当者を置くこと。 ・ 事故防止検討委員会の安全対策を担当する者と同じの従業者が務めることが望ましい。 なお、同一施設内での複数担当（※）の兼務や他の事業所・施設等との担当（※）の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、入居者や施設の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任する。 ※身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい）、感染対策担当者（看護師が望ましい）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当 ・ 損害賠償保険に加入しておくか若しくは賠償能力を有することが望ましい。	基準 第35条第1項 第四号 解釈 第4の37(5)
	(2) 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 (3) 指定介護老人福祉施設は、(2)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。 (4) 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。		基準 第35条第2～4項 解釈 第4の37(6)
40 虐待の防止	指定介護老人福祉施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の一～四に掲げる措置を適切に講じているか。 ※高齢者虐待防止法：「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号）	以下の観点から虐待の防止に関する措置を講じること。 ○虐待の未然防止 ・ 指定介護老人福祉施設は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要がある。 ・ 従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。 ○虐待等の早期発見 ・ 指定介護老人福祉施設の従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましい。 ・ 入所者及びその家族からの虐待等に係る相談、入所者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をすること。 ○虐待等への迅速かつ適切な対応 ・ 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、指定介護老人福祉施設は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めること。	基準 第35条の2 解釈 第4の38

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
	一 当該指定介護老人福祉施設における虐待防止検討委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従事者に周知徹底を図っているか。 ※「虐待防止検討委員会」：虐待の防止のための対策を検討する委員会 二 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための指針を整備しているか。	以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施すること。 ① 虐待防止検討委員会 ・ 管理者を含む幅広い職種で構成すること。 ・ 構成メンバーの責務及び役割分担を明確にすること。 ・ 定期的に開催すること。 ・ 施設外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。 ・ 虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限らず、個別の状況に応じて慎重に対応すること。 ・ 虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。 ・ 施設に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 ・ 虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 〈虐待防止検討委員会で検討する具体的事項〉 イ 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること ホ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること ト 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること ・ 虐待防止検討委員会で得た結果（虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図ること。 ② 虐待の防止のための指針 ・ 当該指針には、次のような項目を盛り込むこと。 イ 施設における虐待の防止に関する基本的考え方 ロ 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項 ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針	基準 第 35 条の 2 解釈 第 4 の 38

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
	三 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従事者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。 四 一～三に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。	二 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項 ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 チ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項 ③ 虐待の防止のための従業者に対する研修 ・ 研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該介護老人福祉施設における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うこと。 ・ 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定介護老人福祉施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年2回以上）を実施すること。 ・ 新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。 ・ 研修の実施内容についても記録すること。 ・ 研修の実施は、施設内での研修で差し支えない。 ④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者 ・ 上記①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くこと。 ・ 当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。 ・ 同一施設内での複数担当（※）の兼務や他の事業所・施設等との担当（※）の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、入居者や施設の状態を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任する。 ※身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい）、感染対策担当者（看護師が望ましい）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当 ・ 生産性の向上の取組を促進する観点から、管理者やケア等を行う職種を含む幅広い職種により構成することが望ましく、各事業所の状況に応じ、必要な構成メンバーを検討すること。 ・ なお、生産性向上の取組に関する外部の専門家を活用することも差し支えない。 ・ 事務負担軽減の観点等から、本委員会は、他の事業運営に館留守会議（事故発生の防止のための委員会等）を開催している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。 ・ 法令と異なる委員会の名称を用いても差し支えない。	基準 第35条の3 解釈 第4の39
41 入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置	指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護老人福祉施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するよう努めているか。 ※令和9年3月31日まで努力義務		

	着	眼	点	チェックポイント	根拠法令
42 会計の区分	指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの事業の会計を、その他の事業の会計と区分しているか。			・ 会計処理の方法等は、別に通知するところによる。 ※「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」（平成13年3月28日 老振発第18号） ※「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて」（平成24年3月29日 老高発0329第1号） ※「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」（平成12年3月10日 老計第8号）	基準 第36条 解釈 第4の40
43 記録の整備	(1) 指定介護老人福祉施設は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しているか。 (2) 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。 ① 施設サービス計画 ② 基準第8条第2項に規定する提供した具体的なサービス内容等の記録 ③ 基準第11条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ④ 基準第20条に規定する市町村への通知に係る記録 ⑤ 基準第33条第2項に規定する苦情の内容等の記録 ⑥ 基準第35条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録			・ 「その完結の日」とは、個々の入所者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、入所者の死亡、入所者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指す。 ・ 左記(2)の①、②においては、鹿児島県条例により、保存期間を5年間とする。	基準 第37条 解釈 第4の41 鹿児島県条例
第5 電磁的記録等	(1) 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されているまたは想定されるもの（被保険者証に関するもの並びに下記(2)に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。 ※書面：基準第50条において、書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。 ※電磁的記録：電子的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。			○ 電磁的記録について ・ 施設等（指定介護老人福祉施設及び指定介護福祉施設サービスの提供に当たる者）は、書面（被保険者証に関するものを除く。）の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができる。 - イ 電磁的記録による作成 ・ 施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。 - ロ 電磁的記録による保存 ・ 以下の①②のいずれかの方法によること。 ① 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 ② 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 - ハ その他、電磁的記録により行うことができるとされているものは、上記イ及びロに準じた方法によること。 - ニ 電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を	基準 第50条第1項 解釈 第6の1

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
	(2) 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、交付等のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。 ※交付等：交付、説明、同意、承諾、その他これらに類するものをいう。 ※電磁的方法：電子的方法、電気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。	遵守すること。 ○ 電磁的方法について ・ 入所者等（入所者及びその家族等）の利便性向上並びに施設等の業務負担軽減等の観点から、施設等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等について、事前に入所者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができる。 ① 電磁的方法による交付 基準省令第4条第2項から第6項までの規定に準じた方法によること。 ② 電磁的方法による同意 例えば電子メールにより入所者等が同意の意思表示をした場合等が考えられる。 ③ 電磁的方法による締結 入所者等・施設等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましい。 ④ 左記(2)において電磁的方法によることができるとされているものは、上記①から③までに準じた方法によること。ただし、基準省令又は解釈通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。 ⑤ 個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。	基準 第50条第2項 解釈 第6の2 基準 第4条第2～6項 法 第89条 施行規則 第135条
第6 変更の届出	介護老人福祉施設の開設者は、開設者の住所その他介護保険法施行規則第135条に定める事項に変更があったときは、10日以内にその旨を県知事に届けているか。 一 施設の名称及び開設の場所 二 開設者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 三 開設者の登記事項証明書又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る。) 四 併設する施設がある場合にあっては、当該併設する施設の概要 五 建物の構造概要及び平面図(各室の用途を明示するもの)並びに設備の概要 六 施設の管理者の氏名、生年月日及び住所 七 運営規程 八 指定介護老人福祉施設基準第28条第1項に規定する協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容(協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。) 九 介護支援専門員の氏名及びその登録番号		